

3. 障害福祉サービスに従事する 職員の処遇改善等

福祉・介護人材の処遇改善【1,070億円】

1 目的

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者等に3年間の助成を行う。

2 概要

福祉・介護職員の更なる処遇の向上のため、障害福祉サービス等事業者からの申請に基づき、報酬とは別に助成金を交付する。

交付額は、各サービス毎の福祉・介護職員人件費比率に応じた交付率による。

3 交付方法

① 実施方法：障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）の積増し

② 実施主体：都道府県

③ 補助割合：定額（10／10）

④ 交付対象：以下の要件を全て満たす事業者

（ア）各事業所における福祉・介護職員一人当たりの本助成金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。

（イ）22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとする。

⑤ 交付額：報酬総額 × 福祉・介護職員人件費比率を勘案してサービス毎に定める交付率

※報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

4 事業規模

合計 約1,070億円（福祉・介護職員（常勤換算）一人当たり平均月額1.5万円の賃金引上げに相当する額）

※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分から実施を予定し、2.5年分を予算計上

事業者の新体系移行の促進【355億円】

1 目的

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。

2 事業の概要

(1) 事業内容

① 新体系サービスで必要となる改修及び増築等

- ・対象事業：新体系事業で必要となる作業スペースの増築、小規模作業所を新体系の設備基準に適合するための改修 等
- ・補助単価：1施設当たり 20,000千円以内

② 開設準備経費

- ・対象事業：居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム
- ・対象経費：初度設備（パソコン、プリンター、ファックス、机、椅子等）
- ・補助単価：1事業所 1,000千円以内

③ 就労継続支援事業者に対する工賃引き上げを図るための大規模な生産設備整備

- ・対象施設：就労継続支援事業所
※効果的かつ適正な運用を図るため、原則として工賃倍増5か年計画支援事業の「経営コンサルタント事業」を活用する施設を対象
- ・補助単価：1施設当たり 100,000千円以内

④ 移行時運営安定化事業(仮称)

- ・事業内容：旧体系施設が新体系施設へ移行した場合に従前(移行前)の事業収入額を保障する。
- ・助成額：(旧体系における事業収入額) - (当該月の事業収入額) ※21年10月サービス分から実施予定

(2) 実施主体 ①～③ 都道府県、④ 市町村

(3) 補助割合 定額(10/10)

※具体的な算定方法など詳細については、今後、事務処理要領によりお示しする予定

3 事業規模 約355億円 ※障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)の積増し(実施年度：平成21年度～23年度)

4. ハローワークにおける取組の充実

福祉人材確保重点プロジェクト(平成21年度新規事業)

○ 事業概要

◆ 福祉人材コーナーの設置

全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野(介護・医療・保育)の人材確保に向けてマッチング機能の強化を図る。

- ・ 各都道府県原則1箇所を設置。人材確保の困難な都市部は複数設置。(54箇所)
- ・ 介護分野の就業経験者等を配置。

<支援内容>

- ① 介護分野の就業経験者等による求人充足に向けての助言・指導
- ② 求人者に対する雇用管理改善・人材確保に資するセミナー等の開催
- ③ 求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ④ 求職者に対する就業に関するセミナーや社会福祉施設等への見学会等の開催

◆ 関係団体等とのネットワークの構築

福祉人材センター、介護労働安定センター等関係団体等とのネットワークを構築するとともに、求職者・求人者を対象に、各機関のノウハウ、情報を活用した合同説明会、合同就職面接会等を開催

福祉人材確保重点プロジェクトの拡充

平成21年度予算(7.4億円)

○ 支援内容

福祉人材コーナーにおける求人・求職者支援等

- ・ 福祉・介護サービス分野の経験者等による求人充足に向けての助言・指導
- ・ 求人者に対する雇用管理改善・人材確保に資するセミナー等の開催
- ・ 求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ・ 求職者に対する就業に関するセミナーや社会福祉施設等への見学会等の開催

福祉分野の人材確保に係るネットワークの構築

- ・ 都道府県(都道府県社会福祉協議会が運営する福祉人材センター)等との連携

※ 当該事業の対象職種は、介護、医療、保育分野

○ 実施体制

福祉人材コーナー

(全国の主要なハローワーク内に設置)

職業相談員(福祉人材担当)(1~3人)

福祉人材確保連携推進員(1~2人)
(介護分野の就業経験者等)

平成21年度補正予算(9億円)

○ 拡充内容

- ・ 他産業から離職した派遣労働者等の非正規労働者を対象とする、キャリアアップハローワーク、キャリアアップコーナー、安定就職コーナーに、介護分野への関心を持つ者等に対して介護分野の職業情報の提供等を行うとともに必要に応じて、「福祉人材コーナー」への誘導を行う人員体制を強化する。
- ・ 他産業からの離職者の参入等求職者数の増加に対応し、きめ細かな職業相談、職業紹介等を担当する福祉人材確保連携推進員を増員する。

○ 実施体制

福祉人材コーナー

職業相談員(福祉人材担当)(1~3人)

福祉人材確保連携推進員+1人(2~3人)
(介護分野の就業経験者等)

キャリアアップハローワーク・安定就職コーナー等

職業相談員(福祉人材誘導)(1人)

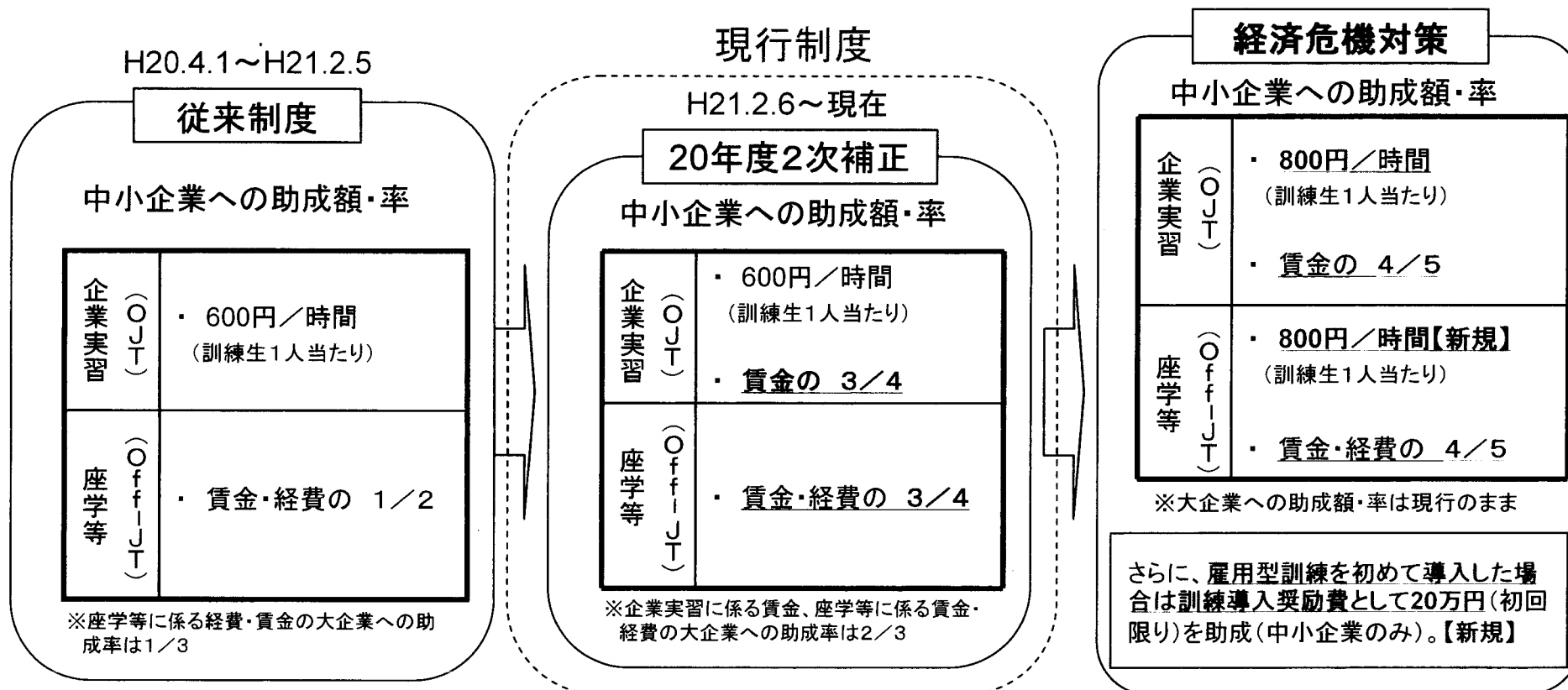
拡充

5. 能力開発施策の充実

職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充

【①ジョブ・カード制度における雇用型訓練を実施する中小企業への助成の拡充(キャリア形成促進助成金の拡充)】 約12.4億円

ジョブ・カード制度において、フリーターや子育て終了後の女性、母子家庭の母親等の職業能力形成機会に恵まれない方(正社員経験が少ない方)を雇用し、企業実習(OJT)と座学等(Off-JT)を組み合わせた実践的な職業訓練(雇用型訓練)を実施する事業主に対して、当該訓練に係る経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成するもの。



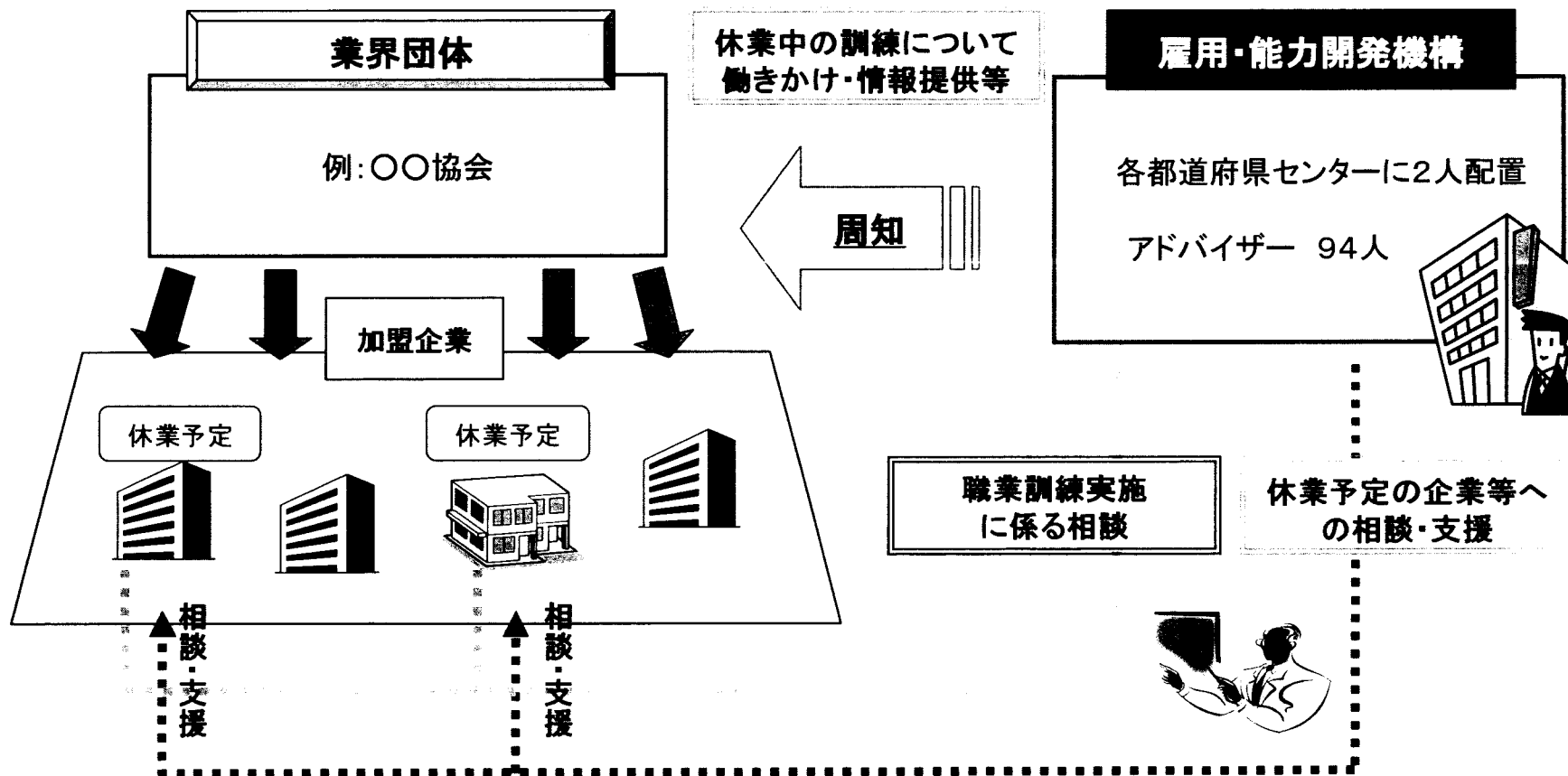
【②ジョブ・カード制度における委託型訓練の企業実習に要する委託費用の引上げ】 約15.6億円

企業実習の実習先の確保を図るため、委託訓練活用型デュアルシステム訓練(座学3ヶ月+実習1ヶ月)における実習を実施する企業に対する委託費を引き上げる。(2万4千円 → 6万円) [参考] 対象人員(平成21年度):42,000人
(なお、企業実習先行型システム訓練(実習1ヶ月+座学3ヶ月)も同様に、企業実習に係る委託費を引上げ(3万6千円 → 6万円))

雇用調整事業主支援アドバイザー(仮称)

平成21年度補正予算要求額 約6億円

- 雇用調整事業主支援アドバイザー(仮称)を(独)雇用・能力開発機構に配置し、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を活用し、教育訓練の実施を希望する事業主に対して、訓練計画策定や実施機関に係る情報提供、指導員の派遣等教育訓練実施に係る総合的な支援を行う。
- 支援に係る周知については、業界団体を通じて、傘下事業主に提供。



様々な民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の拡充

平成21年度補正予算要求額 約105億円

離職を余儀なくされた非正規労働者等、今後見込まれる失業者の増加に対応し、これらの者の就職の実現に向け、必要な離職者訓練を確保するため、離職者訓練の定員を更に拡充
(民間教育訓練機関等への委託訓練の拡充により、緊急に2.7万人分を増)



平成21年度離職者訓練当初定員数: 約19万人 → **約22万人**

離職者等に対して、職種転換、スキルアップに必要な実務能力習得を支援するため、集合形式により、様々な民間機関を活用した多様な職業能力開発機会を提供。

主に専修学校等を活用し、医療、福祉、農業分野等、今後の雇用の受け皿として期待できる分野を中心に委託訓練を実施。

○ 2.7万人分の離職者訓練を拡充

1. 長期訓練(6ヶ月以上)(18,500人)

2. 短期訓練(3ヶ月程度)(8,500人)

(独)雇用・能力開発機構



委託費上限6万円
(1人/月)

民間教育訓練機関等



離職者訓練の実施

託児サービスを付加した委託訓練の実施

平成21年度補正予算要求額 約6.2億円 対象人員 1,500人

民間教育訓練機関等の施設内託児施設を活用し、又は周辺託児施設と提携し、公共職業訓練の受講者のニーズに応じた託児サービスを提供する場合に、託児サービスに係る委託費をあわせて支給。

【1ヶ月当たり66,000円を付加】

事業概要

【対象者】
原則として就学前の児童を扶養し、
訓練受講に当たって託児サービスが
必要な者



雇用・
能力開
発機構



委託費
1人66,000円/月

民間教育訓練機関等

(受講料・託児サービスは無料)

3ヶ月～12ヶ月

座 学

就
職

託児サービスの提供

施設内託児施設

提携周辺託児施設

緊急人材育成・就職支援基金(仮称)の概要

7,000億円

- 雇用保険の受給資格のない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

Ex
製造業
事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主

ハローワーク

ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し

【離職者等

(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

約4,820億円

① 職業訓練の拡充(35万人)

- ・ 新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、介護・福祉等)における基本能力習得のための長期訓練
- ・ 再就職に必須のITスキル習得のための訓練

② 訓練期間中の生活保障(30万人)

- ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)
- ・ 希望者には貸付を上乗せ(単身者:月5万円まで、扶養家族を有する者:月8万円まで)

2 中小企業等における雇用創出

約1,620億円

① 実習型雇用・雇入れの助成(7万人)

- ・ 新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対し助成(実習型雇用:1人月10万円、雇入れ:1人100万円)

② 職場体験等を通じた雇入れの助成(2万人)

- ・ 介護・ものづくり分野等において、職場体験、職場見学を通じて求職者を雇い入れる中小企業等に対し助成(職場体験の受入:1人10万円、雇入れ:1人100万円)

3 長期失業者等の再就職支援

約380億円

① 長期失業者に対する再就職支援(3万人)

- ・ 長期失業者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等)や就職後の定着支援を実施

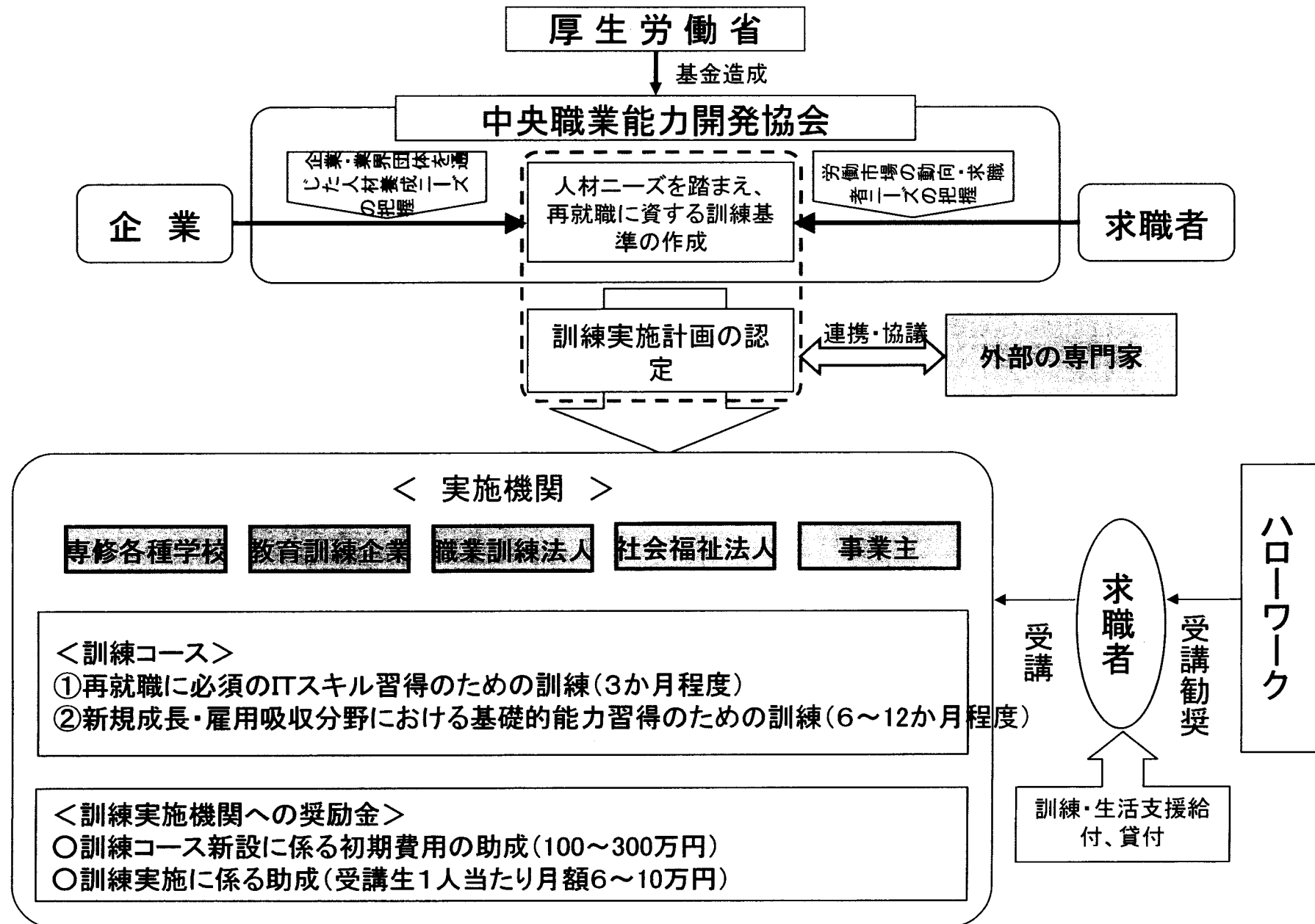
② 就職活動困難者に対する再就職及び住居・生活支援(1万人)

- ・ 住居を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と住居・生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施

※ 1~3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

緊急人材育成・就職支援基金(仮称)

★ 緊急人材育成支援事業の概要



若年者、非正規労働者等の新規成長・雇用吸収分野訓練(案)

民間教育訓練機関

【基礎科目(共通)】

<訓練期間6月>

- 若年者等に配慮し、演習・実習を中心にした多様なカリキュラム編成とする。
就職に必要な基礎力の養成と主要な業界、業種に係る短期間の体験機会等を提供。
実践的な演習に向けたレディネス付与と具体的な職種選択へ向けた動機付けを支援。

<一般科目>

- ① 基礎学力の向上(数学、力学、図学等)

<基礎演習>

- ② 自己理解、職業マインド、表現スキル、人間関係スキル(コミュニケーション力)、思考スキルの向上
- ③ IT活用スキル向上(帳票作成、表計算等)
- ④ 事務処理能力向上(総務・経理、一般事務等)
- ⑤ ものづくり基礎力向上(基礎課題作成等)

<業界(医療、福祉、IT、教育、環境、観光、農業等)実習(可能な限り多様な業界を体験等できるよう設定)>

- ⑥ ガイダンス
- ⑦ 職場見学、職場体験 等

登録キャリア・コンサルタントによるキャリア・コンサルティングの実施
及びジョブ・カードの交付

【職種別実践演習(選択)】

<訓練期間3~6月>

- 希望職種等に係る実践演習の実施。
 - ① 座学と企業実習等を組み合わせたデュアル形式
 - ② 座学形式
 - ③ 事業主委託形式 等

医療分野(医師事務作業補助者)

- ① 座学(3か月)+企業実習(1か月)

介護分野(ヘルパー1・2級)

- ① 座学(3か月)+企業実習(1か月)
- ② 座学実習(6か月)

IT分野(情報処理技術者)

- ① 座学(4か月)+企業実習(2か月)
- ② 座学(6か月) ③ 事業主委託(3か月)

農業分野 ② 座学実技(6か月)

観光分野 等

ものづくり分野(電気設備)※

- ① 座学(4か月)+企業実習(2か月)
- ② 施設内訓練(6か月)

※ ものづくり分野は、機構又は都道府県で実施

希望業界、職種の絞り込み、就職に向けた
アクションプランの策定(ジョブ・カード様式5の活用)

☆ジョブ・カード

訓練分野[業界・職種]ごとのキャリアマップ、
能力評価基準等を活用したキャリア・コンサルティングの実施